

成年後見制度の基本構造と日弁連の大綱の比較表

	日 弁 連 大 綱	現 法
制度の骨格	<u>一元的構成（複数の保護類型を設けず、後見という一つの類型だけを設ける）</u> <u>「行為能力を原則として制限せず、個別の事案毎に援助を必要とする者は後見の対象とする。後見人は本人を代理・代諾する。（取消権を制度の原則としないという主張をしている。）」</u>	後見・保佐・補助という3類型（行為能力の制限は、判断力の不十分なものの保護のために必要最小限の範囲に限定する。） 「本人の行為能力をいくつかの類型に区分する多元的制度をとりつつ、それぞれの類型の中で本人の行為能力及び成年後見人の権限の柔軟化・弾力化を図る方向が妥当であるとして、3類型を設けた。」
後見の対象者	身体障害者は含める。浪費者は含めない。未成年者は含めない。 （後見の対象者は、「精神または身体の障害により、自己の事務の全部又は一部を適切に処理する事ができない成年者」とする。）	身体障害者は対象者に含めない。浪費者は対象者にふくめない。未成年後見は含めない。 （7条（後見）精神上の障害により事理を弁識する能力を欠くを常況とするもの、11条（保佐）事理を弁識する能力が著しく不十分なるもの14条（補助）事理を弁識する能力不十分なるもの）
後見の内容	1. 財産管理、身上監護に課する事項、医療に関する決定 2. 身上監護の内容については、身上ケアに配慮し、その方法を決定する事、ならびにその実行を監督する事を言うものとする。	財産管理、身上監護の双方を後見事務と含め、後見人に対し身上配慮義務を明文規定した。
身上監護事項の範囲	身上監護のうち医療に関する決定をふくませる。その範囲は、住居の決定・介護方法の決定、手配、監督・健康や衛生に関する決定、手配、監督・旅行やレクリエーションについての配慮や手配・社会福祉給付（福祉サービス）の受給・施設の処遇や福祉の措置に対する監督、是正要求、一身専属性がある身分行為の意思決定をのぞく。	1. 医療に関する事項 2. 住居の確保に関する事項 3. 施設の入退所、処遇の監視・異議申し立て等に関する事項 4. 介護・生活維持に関する事項 5. 教育・リハビリに関する事項 （法律行為である限り異議申し立て等の公法上の行為に関しても、義務を負う。） 居所指定権、医療への同意は除く、
鑑定事項	後見開始の決定をするには医師その他適当な者による鑑定を要する。2. 精神又は身体の障害により、自己の事務を適切に処理する事ができない範囲及び程度。	平成12年1月、最高裁判所事務総局家庭局から、診断書、ならびに鑑定書作成の手引きがだされている。鑑定書記載ガイドライン参照

なお、制度創設時には新しく創設された補助、任意後見制度に注目して、補助類型の利用により軽い障害を持って生活する人々の自己決定権の尊重や、残存能力の尊重を基本的な態度として行う後見活動が広がる事も期待されていた。また事前的に、判断能力の衰退が起こる前にその本人の設計になる後見活動がデザインされ、それに従って行なわれる事（任意後見）も期待されていた。